特別
へ12
5103
3

Y
112
5183
3

<2007-122>

三

永享十二年正月十三日一色左馬頭
金吾殿ゟ遠電ゟ相列今泉ゟ在ゟ爾
忠節ゟ思い所ゟ天下の机迫ゟあゟと
ゟ紙ゟあゟ今度御入れ被ゟ金吾
結ゟ御人ゟ世ゟ国事ゟ
為れ諸数級ゟ出ゟ
一所ゟ幸成ゟ悦ゟ則ゟ
ゟ事金ゟ御意ゟ国ゟ
に申ゟ出ゟ退治ゟ
雲寺墓京ゟ田御中守次郎光ゟ大膳

忍・郷土文庫

して相列今泉を鎮撫押寄せられて国色
通計して行方不知落去致候
新田殿は小さく家来後藤左衛門
長尾八郎右衛門外五人たしかに
領内出法致候一本領家坊可致
家来に相違なく大方一騒動
正月廿二日尾張守家新
行方知れず若用者七人相見
世子也霧に紛れ逃亡致候
と過日聞届てくれ家来共
小諸に行り相度の家騒の行
守殿勝手に付く切て入尾張守
等金多討死
家老又故長谷院殿御子達去年
御滅亡の刻迎出の人つく日光山へ
中つ出日長谷院殿家来移隠かしと
の律令に一家二家を明し世之の振
強き国くしく四しく
在人に成一味同心の家に相紀再
国乱に共考え樊対情に家しと

仮寓の大なるを頼みとせり処に佐竹氏朝
臣なるべく憚られなくこれ高七郎光久成
御迎に参せり其後氏朝家老一門を召
集られ如何と評議ありし家老共の氏朝
の御詞不被申上るは此度水谷伊勢守家
御相続に同時豊臣氏御恩一同にて
なる高麗出兵より及ばず指名家に非
されば代て義士に組して一旦帰国
の出に無せられ同意国元に行て
誰に為り下すべき美名を集の報

無一しく思召なるを去なるを無理なる
年の二月に京方へ御和睦なりしを京
方も管領も殿なるは二人相しして深く
意をかけ諸侯の諸事を御
相談なるや人をして通意なるを
能く御器量有へしと申も果なり
本拠諸物語なるべく美名達御人有
るを知に氏朝の一門佐竹の美
入御有られし家老一門大に驚紀朝を是
後の一大変なる者と此時合せに不

及思ひ[illegible]
[illegible]や今[illegible]御[illegible]
遂[illegible]無[illegible]水[illegible]下[illegible]人[illegible]
[illegible]一[illegible]通[illegible]
[illegible]水谷伊勢守計[illegible]
谷[illegible]乱[illegible]
[illegible]通
[illegible]討[illegible]
[illegible]
[illegible]通[illegible]
[illegible]通[illegible]
[illegible]大名小名[illegible]集

[illegible]伊勢の[illegible]
[illegible]
[illegible]御[illegible]
白[illegible]二[illegible]左[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]
[illegible]武[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

に能登へ退治者一人を加賀へ被遣之間之用意有之
由を知て之を聞て
ゆく雖仕とゝ申けるに無之長尾左衛尉
京都を加賀へ被遣之間之用意有之
大将二人ゆく雖仕とゝ申ける性所は若林
と津を渡り京都へ入河内に陣を張り
く賊を待居たる又長尾新四郎中條野小
大第高階信士掘越殿桃井ゝ被官の軍
野四郎高知ゝ第等加賀守護代小
ゝ利方ゝ信濃郷野四の要害を
集く能登へ上げ上列を討平くゝ
上列の守護代大石右衛門守護代南四の
一揆を催促して能登へ退治の為に発
向をなさ也 相撲を事なり 西方の軍を
や寄もゝ一人も不應催促然れ共 既に
寄へきと雖とゝく賊徒中ゝ已月中旬
風雪の間に出陣事 遠所の人々
能登へ行の御と先を待合同方ゝ信濃の城
と押寄陣と構と寄ゝ大勢と一所に
集ゝ向城の如く に備へたれ城寄
敵の軍勢氣を屈し賊を奪れ

里に出でむ事をいとゝ大勢也、城の搦へ寄せ攻め
ぬ、然れども、寄手は落ち合ひて大軍と雖
へ、しかも甚だ難儀を構へて、引き退き難色也、
府鄙の兵法、同じ事歟、面々大名多
討死せり、稲葉の部、同じく三浦介時高
同廿九日、池田左衛門又上杉中務の輔、打廻同
六月一日、京都の御旅を著き、稲葉、下向
すると、板倉摂津守、同淀堀を受け、打廻
四月十九日、稲葉を差し下すを、確信して
軍勢を集めらるる、東海道、下総の武蔵の郡
の一揆、出羽、越後、信濃の軍勢、数百騎駆
集る、支不逆、注進、京都、御安堵、入道長棟、禅
門、江戸、帰り、御旅、同四月六日、伊豆国を立山の
国の広小路、参り、長尾の郷、金沢、同六月
十一日、秋葉川へ出撃、有り
同七月一日、一色伊豆守、武蔵、北一揆を相結び
利根川を越ゆ、武蔵の国、入道、宿
地へ、伊豆、高く、情、播、入、濃、尾、事、出、
く、交、武、討、死、と、国、へ、れ、い、国、二、百、廉、寡

性順長尾景仲成田弾正鎌倉へ発向すべきよし
かと不審為を来頼朝之義を
結束して五千騎許合戦を遂げ畠山
勢家人義盛以下一日戦を致し敗
入られ相模国へ引退く小田原方支度
して九月十四日一色方へ地方軍兵雲
霞のごとし味方は加藤軍兵入間川に
三河守豊前守八幡宮の社頭に対陣
して敵の攻寄を防ぎ山勢計を始
引色々謀を設け伊豆権守を
や敵に引取るべきやいつくまでも追懸て討
れ畠山を蒲河を渡し村岡河原
打立て勝に乗る所に宗氏と吉良の仁
人命の法法となく未申の刻余に関東
して四人に成り性所宗仲共一度に
て乗籠に連て蒲に出る立く勝
十文字に掛破りしかば伊豆権守勢
一返しも返さず負を助けひて也
この勢を不顧地蔵堂に捨て小田原へ
引退く走る敵を追ひ切りて

御使を以て相組に中を國て出すよりと後信
の人数を出し軍に退散しられは
又引返し信長豊後守逆徒を組く
りれい同七月廿六日信利町屋にて同名八人
相朝の為に被誅に成長捷者を八七月
八日神奈川と言ふ鄙平唐寺に遁籠し同
八月九日小山の古城に籠る者信長
信濃國の住人上野弾正忠所為
為に誅に成る同月の峠迄押寄ると國人
りれい見に落ると上杉之軍勢方國分

江陳を取を相列の義國の為に上杉憲光
相列言葉寺の下徳宗に陣を張る又会
相の別当と成伊豆守元孝之二の御所方
ありられい信長の後信の為に弟にて
中られは今川之徳川年間に陣を取薄氷
攻広告に國廣濃の道場に陣を張く諸
を以て相朝と成領濃方とは濃州の軍
勢を駆催し同七月九日信城にて著
給ふ
彼信長の城に手は二度所勝の地要害

後有り吾輩信山に[illegible]して義元の人馬
一落七山千の兵を[illegible]れば[illegible]
義城[illegible]ふ織田信秀中[illegible]国古[illegible]
駿国駿河守国七郎国次郎今川氏[illegible]
戸左近将監宗[illegible]伊勢[illegible]中山大膳大夫[illegible]
丸郎[illegible]桃井[illegible]国[illegible]和泉守国
左京亮[illegible]左[illegible]中大
膳大夫[illegible]生駒[illegible]左近将監国
信濃守小笠原[illegible]
[illegible]義元の軍[illegible]
[illegible]

たれい先[illegible]の方は恐大将[illegible]
[illegible]を
[illegible]西に上列一揆[illegible]
と大将[illegible]雲房国軍勢[illegible]京勢
并[illegible]新右馬頭左[illegible]
[illegible]上杉治
[illegible]小田[illegible]
[illegible]陸北条駿河守[illegible]
八幡後信濃軍[illegible]西[illegible]
松[illegible]河守小山小[illegible]
[illegible]義元一揆千
葉[illegible]上総下総の軍勢也敵の[illegible]
[illegible]の[illegible]
重[illegible]

糧運送の道を塞むるを他流方拒朝千葉氏
彼の陣の前より十余丈の低橋を二重三重
組立て防ぎ城中より死生を知らざる
勇士共家を先駆として命を捨て戦ふ家
兵切るく猛勇の大将共味方の大
勢を軽計して誠に一大事と思ふ事
度々なれい毎日の軍に城中勝ふ不
常と云事なし 因茲城戸邸氣を抜
きといへども家康自身半国の兵に
方よ国を安し 味方城一円に抜

絶ち行きへうむ城の如く兵糧の合
甲山川会沼大海海へ成る高低の
方へ出よりの見い若討負い結城の一門
今度後果むを知く結城の海を
繕へきを見て見るより則出陣を
子細をもられい前先許不在神也宣
旨の義所を板倉内膳正駿河守を
以て法大将へ合戦の異見を尋ね給ふ
字紙を太馬頭中ゆる付結城変他密の
変化形容其の前のあくに一族被安同

人数にて退治仕り候へ共、他の力を借り候へ
ば、年月遠く成り、武勇の誉れ無きに付、
角太郎義、家を捨て、二度力を他国の御
勢に御願ひ申候、西目・北目・横手・
横長・雄勝・平鹿・仙北・秋田・
山川の御勢と共に、数度御出張仕り、
出羽中の諸侯御味方仕り、仙北・
平鹿の逸見・戸沢・小野寺・
横手・雄勝・秋田・山川の御勢、
数度の合戦に、角太郎方、
敗北仕り、御退治
仕り候ては、
[illegible]
[illegible]
[illegible]

又相対して語らく書へくも作らむ但悪
業縁の方工儀を補しゆへきる作
す先も角と御方知る隨分作へしとも
上京勢の仙波常陸外ともうい去年永
安寺ふく長吉院殿御最期の御時
隨分忠を致しうたし君達
と落中ゆ御方に及候況氏
大城内合戦の縁れ一人も落ち
給ふ事なく御方の支不遠候つ能く
諫を廻されて御書作し若
猶縁の詳を作て未後悔可有但通説不
事因ふて作へ付諫勢の金剛寺法也作しと
北中ふる城中の兵庫寄の城と掠合戦
数方不接軍ふれ勢の程を見ふ場合の
合戦とをかとを不審ふく敵ふ一年二年の
間ふ斬ふく落れしとを初ふ男ふく
剣ふ乃凱歌天呼の音毎日止滞ふく度
梵天哭ふ上ふ黄泉人垂涙迷郷ふらん
と云ふ人密言ふれ敬ふ通貫ふ
城中の兵庫を囲れふく氣疲れ勢減し

六掛合の合戦とて打立てく敵を義経
不及手負に掛討捕しものを北遠
しかるに新五の年号を明る永享
十二年改元有て嘉吉元年八月十六日
大將義教卿清方誅軍を向く宮ひろ
苦しむと敵城を攻る事討捕して二三年を
過る事有こと也とられ六百餘千騎の國
淨ひろう是又日本国に向て一城を責
兼て高地にて数月合戦を及ひ清方是民
を頼て京都の方も宮ひろく

未練に思召し見て未代の恥辱成
明日有られは恥辱有へしと相觸れ
嘉元年六月十六日厚の刻小打立旗を靡
云と進られた城中の兵元来樣要
討ひ捨て死を一時に定て氣を付
何とはちとを可疑清方勢の中に勝人
く惣數一鶴翼に陣に連て東西
北に馬の足を乱て敵を惣廣出
れは先に城一部に成れ馬を数を乱て
の下に切て落しの敵を義と為して

[illegible]の城を攻め落し[illegible]の
きん城の櫓に火をかけ[illegible]
の面々城郭城中一宇も不殘焼きれけり
敵ども[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
被討死に成る者数を不知一日の合戦に
討る[illegible]
討死す[illegible]

の大将長尾因幡守は生捕り[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]大膳亮殿下御[illegible]
講文今度討取[illegible]
[illegible]
[illegible]
雲寺憲[illegible]
甲州殿下[illegible]
之拔甲斐の[illegible]
以面人[illegible]
[illegible]
一[illegible]

撰甲太郎首　賀茂郡加賀[illegible]　攻[illegible]
[illegible]　[illegible]　大石[illegible]
[illegible]八郎首　長井六郎取　今川氏[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]

将監殿ヘ　小幡三河守ヲ捕ヘ不知名字
八郎ヲ　後ヲ　浅井三郎ヲ捕ヘ　山縣左京亮　那波
因幡助　和討　有ル知名字　上杉那波
ヲ因幡　長尾ヲ大熊助ヲ捕　有ル知名字　大熊
民部丞ヲ　大和源左衛門尉ヲ　寺尾左近将
監ヲ　長尾新六郎　生捕ヲ　和田惣人彼ヲ
捕ヲ不知名字　慈光寺井ヲ　塩谷　吾那
次郎　有ル　郡田ヲ馬助　家人ヲ金百合ヲ
於古河城　田嶋ヲ郎左衛門尉ヲ　中条ヲ
於高刎城　入郡ヲ　刎城　正ヲ二世九

一上郡一揆ヲ捕ヲ　沈ヲ遠江守ヲ合二
本庄左近将監ヲ上落　陸ヲ　那波伊勢守ヲ　ヲ因幡
ヲ山ヲ宮ヲ捕ヲ　那波法眼ヲ　赤城左馬助ヲ
ヲ捕ヲ　小河常陸助ヲ　和田彼ヲ有ル　和田ヲ郎
ヲ捕ヲ不知名字　桃井信濃守ヲ　有
和田左兵衛大輔中務丞相討　金井郡左衛門尉
ヲ捕不知名字　寺尾上総入道　因ヲ馬及相討
ヲ不知名字　長郡因幡守因ヲ二郎ヲ捕　相討
ヲ不知名字　因幡入道　内井入郎ヲ彼ヲ

長野左馬介殺之　諏訪但馬守捕之和
名字　薩波百一　一云後河内取之　神澤之
一云波野左兵衛　金井郷大郎介捕之和
知名字　桑名之郎三郎介捕之同和　大須
源三郎之　那波大炊助同名兵衛相討　大森林
六郎之　那波刑部少輔入道殺　玉井百沼之
野三郎殺之　小林六郎介捕之和知名字　綿
貫紀伊守捕之同和　綿貫弥利房丸　同龍
房丸代相討之和知名字　二宮之讃岐守
一　小山源次左衛捕之　後者注別表

厚木掃部助之　金井但馬守捕之　能登之義　和知
名字之二人小田原源四郎殺之　殺
一　土屋新左衛門尉捕之　出羽
前字紀之伊守捕之　藤田左馬之　加賀守
人之　淀川家人之合七人　和知名字百姓　弘合十一
同生捕　龍澤左兵衛　神山之河内　厚木掃部助
家人同十郎左衛門尉　別被討手　龍崎
家人之知尾集人代義　後藤家郎兵衛尉義　三浦
大夫新蔵　俗名中方殺之人合十三人　去渡刑
部少輔生捕之

一小山小学部分掛

小学部紙漉業 大脇実男 小山九郎 上落 二階

堂橋製材工場 同家人 若林安雄 上落 高橋

工五 五小山小学部分掛

一上板漉部分掛

結城中学校掛 上落 沢渡中学 鹿田遠

浮舟部人 加藤尾漉業 小林高橋 若林不

知石 工人合 上板漉部分掛

一長尾国漉部分掛 若林 高橋

高沢国漉部 三 山部漉部 相馬郡部二

不知石 若林 生橋 桃井 郡部分掛 上落 実貢

谷 光川漉部 矢部井 同学部 伊賀鹿部

地部 塩谷 蓮西 山西高橋 八角兄弟

漉部 城漉部 四井 上須 藤本河

義漉部 加藤将造 酒谷 藤本入道 柳本

加藤漉部 高沢 鹿田 河山島大物部

武 楊山漉部 藤田学部 林文部

明和部 工工三 橋人 長尾国漉部 生橋

漉業 鹿田学部 林文部 工人

鎮山河 於波 討

一郡司職改革の事

国守郡司等郡司職を為助家人に宛て大炊助を
以て古川に宛て郡司職を遠江の国桜井荘人に
宛て庸後対を合せ郡司職改革の事

一多賀郡の事

桃井和泉守の所領小山大膳大夫息に宛て小幡
九郎に宛て結城被官源全に宛て同国信濃守に
人員源新蔵人に宛て七子秋民部少輔に宛て

一武田刑部少輔入道全の事

結城七郎に宛て同次郎に宛て
宛て藤田小弁三郎に宛て桃井源理亮に
武田刑部少輔に宛て 梶原大和守に宛て

一中條判官の事

宍戸源理亮に宛て 大源賀城後家に宛て 蘆間刑
部少輔に宛て 上野三郎に宛て 水谷太郎助に宛て 森戸
太郎に宛て 大郎兵衛尉に宛て 三浦八郎に宛て
宍戸に宛て大谷九郎に宛て

一相河郡中寄人の事

吉田兵部 山田下郡司 宍戸三郎 飛波

法眼長禅千貫九 小山大膳亮長隆 上法 彼
六人羽河城中当番之後講之合之
一人之分捕
一色伊勢守殿之上洛 新田羽河城中当番人 桃
井左京亮之上洛 [illegible] 桃井家人長之
人須賀之 細川武蔵守之 桃井家人長之
一色家人衆大膳助之 彼二人 小幡伊賀守
し 小栗次郎之 宮内大輔殿之 数
番衆之 神尾三郎左衛門之 彼二人 北条後藤四郎
楼 [illegible] 殿之 [illegible] 武蔵守

助分捕之 [illegible] 師直高ノ 義本弾後
左京亮人廣之 稲村下野入道長沢法蓮
出捕之 [illegible] 法眼 [illegible]
[illegible] 彼二 森刑部少輔 合
十人
[illegible] 小笠原 [illegible]
[illegible] 朝倉 [illegible]
[illegible] 数陽
[illegible] 九郎左衛門 [illegible]
[illegible] 法刑部少輔 合

蓮寺ニて五代之系図ニ曰六月十六日御
先祖ゟ年号十二十日之間
御ゟ家国ゟ之系図之差図六條
河原ニ掛ゟれたり

忍藩図書之印